

江東区立臨海小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、いじめは、子どもの権利条約が保障する「差別の禁止」や「暴力・虐待からの保護」に反する重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されないものであることを徹底する。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等による「江東区立臨海小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【江東区立臨海小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年度始め及び6月、11月、2月の年間4回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

令和8年度 江東区立臨海小学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名	○印
委員長	校長	羽藤 めぐみ	○
副委員長	副校長	眞舘 良晴	○
	保護者代表	石川 光輔	
	主幹教諭・教務主任	笹嶋 美冬	○
	主幹教諭・生活指導主任・6年学年主任	関口 恭平	○
	1年学年主任	塩見 泰子	○
	2年学年主任	高橋 つやか	○
	3年学年主任	藤本 一成	○
	4年学年主任	長谷川 奎	○
	5年学年主任	高橋 慶太	○
	養護教諭	田口 京子	○
	都費スクールカウンセラー	田村 友里江	
	区費スクールカウンセラー	松本 真理子	
	地域代表	鈴木 達也	

※ ○印の委員は、日常会議の委員にもなる。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・「こうとう学びスタンダード」ネクストステージの確実な実践を通し、学年に応じた基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。
- ・学習状況調査などを基に児童の実態を分析するとともに、算数の学習において習熟度別指導を行い、個に応じた指導を推進していく。
- ・児童の思考に着目した「りんかいスタイル学習」を展開・実践していき、校内研究会や授業観察を通して授業研究を進め、ウェルビーイングの視点から授業改善を図る。
- ・ICT活用を推進し、ICTと紙媒体、それぞれの特性を活かして思考ツールとして活用し、学びの質の向上を図る。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・「特別の教科 道徳」の全体計画に基づき、教育活動全体を通して実践的・体験的な活動を充実させる。特に「思いやり」を重視して計画的に進める。
- ・読み物教材の登場人物に自らを投影して心情を考える学習、問題解決的な学習、役割演技などを通して、「考え、議論する道徳」を実施する。
- ・道徳授業地区公開講座を充実させ、保護者・地域の方々への道徳教育の理解を進めるとともに、「人権教育プログラム」を基にしたいじめ防止授業など、いじめに関する授業を年3回以上実施する。

- (3) 体験活動の充実……児童・生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

- ・特別支援教室巡回指導教員を中心としてソーシャルスキルトレーニングの研修を行い、コミュニケーション能力育成の指導力を高める。
- ・「特別の教科 道徳」を中心に、役割演技やTPOに応じた言動を指導することを通して、学校生活全般でソーシャルスキルトレーニングを実践していく。
- ・日常生活でソーシャルスキルトレーニングの成果が現れた言動があった場合、褒めるとともに他の児童に紹介・奨励し、般化していく。
- ・全児童が「いじめ防止標語」を作成し、その標語を掲示することを通して、児童一人一人のいじめ防止への意識を高める。
- ・児童会が中心となって「いじめ防止集会」などを実施し、児童がリーダーシップを発揮し、いじめ問題について主体的に考える機会を設ける。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童・生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・発達段階に応じた係・当番活動を充実させ所属感をもたせるとともに、行事ごとの振り返りや帰りの会などで、友達から認められる機会を意図的に作り、自己有用感や自尊感情を高める。
- ・異年齢との交流活動やひまわり教室との連携などにより、多様性を認め合い自分も友達も大切に作る学級集団を作る。
- ・学級の課題の解決を始め、よりよい学級集団にするために、児童自らが主体的に考え取り組む学級活動を行い、たくましく生きていくレジリエンスを身に付ける。

- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策……全校児童・生徒の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・「SNS臨海ルール」を基に各家庭の「SNSルール」を作成するよう依頼し、学校と家庭が協力して情報モラルを高めていけるようにする。
- ・SNS関連企業の方を講師としてセーフティ教室を実施し、情報モラル教育を推進する。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童・生徒に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- ・第5、第6学年は、DVDを活用した授業を年間1回以上実施する。
- ・朝会等における校長講話や学級活動等による講話を年間1回以上実施し、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について指導する。
- ・日常的に、悩みや不安がある場合は、誰にでもよいので教職員に相談できるよう伝え、こどものSOSを受け止め、支援できるようにする。特に学期初めなどは重点的に伝える。
- ・不安や悩みを一人で抱え込まないように、児童・生徒とともに保護者にも学校外の相談窓口の周知も行い、関連機関にも気軽に相談できる体制づくりを進める。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修や子ども権利条約に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・「いじめ総合対策」を基に、いじめ未然防止・早期発見・早期対応を中心とした研修を行う。
- ・教師・児童の日頃の言動、教室などの環境を日々整えられるように「いじめを生まない環境づくり」チェックを生活指導夕会で月1回行う。
- ・子どもの権利条約に関する研修を行い、各学級で子どもの権利条約の内容を啓発していく。
- ・10月、2月に、生活指導夕会やOJT研修でいじめの早期発見・早期対応の事例研究を行う。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回児童・生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・アンケートで記述があったことについては、「いじめ」と捉えにくいものであっても「児童はつらい思いをした」との考えで心に寄り添いながら聞き取りを行う。
- ・事実と気持ちを明確に分けながら聞き取りを行い、気持ちに共感しながら、よくなかった行為については指導を行う。
- ・聞き取りと指導を行った日時、概要をアンケートに直接記入するとともに、一覧にまとめ、データとして管理し共有する。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・5年生の全員面談の他、年間3回（6月、11月、1月）にそれぞれ1週間の教育相談週間を実施する。
- ・相談カード、ポスターなどで児童に周知し、希望する教職員と相談しやすいようにする。
- ・アンケートに記載のない事実があるとの前提に立ち、児童の話を傾聴する。
- ・気になる事実があった場合、学年、生活指導主任、管理職等と速やかに情報を共有する。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・「児童の成長に対して共に関わり合う」という姿勢で保護者と接する。
- ・保護者の訴えに対して主訴は何なのかを考えながら、話を慎重に聞くようにする。
- ・期限を明確にして、指導の途中経過などを連絡していく。
- ・児童の気持ちを第一にして、納得が得られるように進める。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 一見「ふざけあい」や「大げさ」「受け取り方の課題」と思われるような行為・記述であったとしても、「つらい」と感じたことは事実であるという認識の下、児童の心に寄り添いながら丁寧に事実を確認していく。

→事実確認を行う場合は、まずは担任。児童の様子や状況によって学年主任、生活指導主任、管理職、SCなども一緒に聞き取りを行う。

- (2) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (3) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

(4) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

→・養護教諭やSCへの相談

・いじめを見て見ぬふりをすることが、いじめを助長することを道徳や学級活動で指導

(5) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

(6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) 「Action 24」の宣言のもとすべてのこどもたちが、「みんな、かがやく！」ために、こどもたちのSOSを確実に把握し、その状況についていち早く共有し、その日のうちに組織的に正しく対応する。また、併せてこどもたちにSOSの出し方、相談することについて教えていき、早期発見・早期対応・未然防止につなげていく。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）

② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 重大事態への対応

① 学校は、重大事態が発生した場合、（児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。）、教育委員会へ事態発生について報告する。

② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。

③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。

⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。